

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県福岡市博多区月隈一丁目10番18号

氏 名 株式会社エヌケイ
代表取締役 坂本 尚紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 古川



許可の年月日 平成24年 8月22日

許可の有効年月日 平成29年 8月21日

1. 事業の範囲 収集運搬業 (積替え・保管行為を含まない) 特別管理産業廃棄物の種類

汚 泥 燃 え 殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

油 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1-1-トリクロロエタン、1・1-1-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シヤジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物) (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-1-トリクロロエタン、1・1-2-トリクロロエタン、1・2-ジクロロエチレン、1・1-1-トリクロロエタン、1・1-2-トリクロロエタン、1・1-2-トリクロロエタン、1・1-1-トリクロロエタン、1・1-2-トリクロロエタン、シス-1・2-ジクロロエチレン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-1-トリクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1-1-トリクロロエタン、1・1-2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シヤジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数1.2.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-1-トリクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1-1-トリクロロエタン、1・1-2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シヤジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

鉱 さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石棉等
以下余白

(裏面へ)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成24年 8月22日 更新許可
平成26年 4月28日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無
余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の有無
無